

国立市議会基本条例施行以降の実施状況

- 条例第7条第3項の市長等の反問について、申し合わせを行い、運用を開始した。(平成27年第1回定例会～)
- 条例第7条第4項の文書質問について、申し合わせを行い、運用を開始した。(平成27年2月～)
- 委員会審査において、請願・陳情の提出者から希望がある場合は、その代表者から趣旨等の説明を受けるようになった。(以前は、休憩をとり、趣旨等の説明を受けていた)(平成27年第1回定例会～)
- 条例第13条第2項の議員間討議について、申し合わせを行い、運用を開始した。(平成27年第1回定例会～)
- 人事案件の提案説明を省略せず、行うようになった。(平成27年第1回定例会～)
- 条例第6条第2項に基づき、国立市議会広聴委員会規程を制定した。(平成27年4月～)
- 条例第14条第2項の議長・副議長選挙の所信表明について、実施した。(平成27年5月)
- 本会議のスマートフォン・タブレット端末向けの配信を開始した。(平成27年9月～)
- 条例第6条第2項に基づき、国立市議会広報委員会規程を制定し、国立市議会報発行規程を改正した。(平成28年1月～)
- 委員会のインターネット中継を開始した。(平成28年3月～)
- 条例第22条第2項に基づき、政務活動費収支実績報告書について、平成27年度分よりホームページに公開している。

- 条例第 24 条の災害時の対応について、国立市議会災害支援会議設置要綱及び国立市議会災害支援マニュアルを制定し、平成 29 年 4 月 1 日、「議員安否情報確認及び参集報告訓練」を実施した。
- 委員長報告に対する報告の答弁者は当該委員長のみと確認するとともに、委員会外議員の発言について、運用ルールを申し合わせ、運用を開始した。(平成 29 年第 1 回定例会～)
- 条例第 21 条の議員研修について、外部からの講師を招いた講義形式の研修と視察形式の研修を隔年で交互に実施することに加えて、講師謝礼等の費用をかけることなく講義形式の研修を年 1 回実施することとした。(平成 28 年～)
 なお、実施状況は、次のとおりである。
 平成 27 年度 1 回 平成 28 年度 2 回 平成 29 年度 2 回
- 条例第 7 条第 2 項の質問及び質疑における一問一答方式について、申し合わせを行った。(平成 28 年第 3 回定例会～)
- 条例第 14 条第 2 項の議長・副議長選挙の所信表明について、実施した。(平成 29 年 5 月)
- 国立市議会政治倫理条例を制定し、議員の政治倫理基準や請負契約の辞退等を定めた。(平成 30 年 4 月～)
- 国立市議会政治倫理条例施行規程を制定し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権侵害のおそれのある行為に関する職員からの苦情の申し出の受け付け窓口を整備するとともに、その処理の対応等について明文化した。(平成 30 年 5 月～)
- 国立市議会傍聴規則を改正し、傍聴人受付票の住所欄を廃止するとともに、傍聴人の守るべき事項として服装と携帯電話類の使用の規制緩和を行った。(平成 30 年 8 月～)
- 条例第 5 条第 2 項について、次のとおり開催した。
 - (1) 議会報告会
 - 平成 27 年度 開催 2 回 延べ参加人数 48 人 (意見交換会と同時開催)
 - 平成 28 年度 開催 2 回 延べ参加人数 58 人 (意見交換会と同時開催)
 - 平成 29 年度 開催なし
 - (2) 市民の意見を聴く会・意見交換会
 - 平成 27 年度 開催 2 回 延べ参加人数 48 人 (議会報告会と同時開催)
 - 平成 28 年度 開催 4 回 延べ参加人数 98 人 (議会報告会と同時開催)

平成 29 年度 開催 2 回 述べ参加人数 41 人

(3) パブリックコメント

平成 27 年度 実施 0 件 平成 28 年度 実施 0 件 平成 29 年度 実施 1 件

○ 条例第 5 条第 3 項の請願・陳情（審議・審査したもの）は、次のとおりである。

平成 27 年度 請願 0 件 陳情 14 件

平成 28 年度 請願 0 件 陳情 16 件

平成 29 年度 請願 0 件 陳情 14 件

○ 条例第 21 条の議員研修の実施状況は、次のとおりである。

平成 27 年度 1 回

平成 28 年度 2 回

平成 29 年度 2 回

参考 国立市議会基本条例施行以前から引き続き実施している事項

○ 「くにたち市議会だより」に会派別表決結果を掲載した。（平成 24 年 5 月 5 日号 No.215～）

○ 請願・陳情について、一部採択の運用を開始した。（平成 25 年第 2 回定例会～）

○ 本会議等における電子機器の使用について、会議規則に明記するとともに、使用基準を定め、開始した。（平成 25 年第 2 回定例会～）

○ 「くにたち市議会だより」をカラーにした。（平成 26 年 5 月 5 日号 No.224～）

○ 請願・陳情の委員会における審査順について、原則市長提出議案の前とした。（平成 26 年第 2 回定例会～）